

## 感染症による出席停止について

お子様が学校保健安全法の規定による次の感染症にかかっている、あるいはかかっているおそれがある場合、主治医が定める期間の欠席は、出席停止扱いとなります。医療機関を受診し、主治医の指示に従ってください。また、学校へ連絡してください。その後、主治医から登校の許可がありましたら、下記の「感染症による出席停止解除について」を医療機関で記入していただき、担任まで提出してください。

## 出席停止の病名と期間の基準（学校保健安全法施行規則19条より）

	病 名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

## 感染症による出席停止解除について

三重県立南伊勢高等学校長（度会校舎）あて

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組 \_\_\_\_\_番 名前\_\_\_\_\_

1 病 名 \_\_\_\_\_

2 出席を停止した期間 令和\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 から 令和\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 まで

上記の者は加療中のところ、感染のおそれなきまで治癒したので、登校して差し支えないことを認めます。

令和\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

医療機関名

医師名